

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	飯野地区 (西条、三日市、道伯、飯野地子町、安塚、飯野寺家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

各集落ごと担い手がおり、ゾーニングができています。しかし、後継者がいない担い手もいるため、担い手が農業を継続できなくなった場合に、耕作する農業者がいなくなり、農地が遊休化や荒廃する恐れがある。

また、現状では利用権の設定がなされていない農地が多く存在している。

【地域の基礎データ】 主な作物：水稻、採卵鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

中東部に位置する飯野地区については、稲作中心に農業が行われている。このように地域の特色を生かしながら農業に取り組んでいるが、他の地域と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足の中で、今後の農業のあり方を考えていく必要がある。

そのため、当計画において、新規就農者の定着を目指すとともに、地域農業の担い手として育成、支援を図る。

また、水稻等を中心とした担い手に対しては、高付加価値化、低コスト化など、経営改善を図る農業者を担い手として位置付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	193.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	193.52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業者が不在となった農地は、他の担い手や各農家で円滑に経営継承が行われるよう、担い手及び各農家間で農地調整が行える体制づくりを図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への円滑な経営継承を行えるよう、現在の相対による利用権設定及び農作業受委託契約の契約期間満了時には、農地中間管理機構を通じた利用権設定に切り替え、担い手への貸付けを進めていく。

<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>地域内の農地について、各種補助金等を活用して、土壌改良などの生産基盤の改良を行うことを検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の情報を集め、相談があった場合には農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行えるよう検討する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。